

武蔵野美術大学 美術館・図書館 撮影取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、武蔵野美術大学 美術館・図書館（以下「美術館・図書館」という。）における映画、テレビドラマ、商品広告等の撮影に関する事項について定める。

(許可)

第2条 美術館・図書館における映画、テレビドラマ、商品広告等の撮影については、美術館・図書館及び武蔵野美術大学（以下、「本学」という。）のイメージに則し、美術館・図書館及び本学の広報効果に資すると判断することができ、学生利用を妨げないと認められるものに限り、美術館・図書館の運営に支障がない範囲で撮影を許可することができる。

(許可場所)

第3条 撮影を許可する場所は美術館・図書館の展示スペース、閲覧スペース及び大階段等の共用部分とする。但し、展覧会等により作品等が展示してある場所は対象外とする。

(撮影許可日及び時間帯)

第4条 撮影許可日及び時間帯は次のとおりとする。

- (1) 撮影については、土曜日及び午後5時閉館日の閉館後（午後5時）から午後10時までとする。
- 2 撮影時間には入構時の荷物の搬入・搬出等の時間を含む。

(撮影料金)

第5条 別表「武蔵野美術大学 美術館・図書館 撮影料金表」のとおりとする。

- 2 料金は、撮影終了時に美術館・図書館が発行する請求書に基づき、指定期日までに本学の指定口座への振込とする。ただし振込手数料は申込者負担とする。
- 3 撮影が美術館・図書館及び本学の広報効果が顕著と認められるなど、特に美術館・図書館長（以下「館長」という）が認めた場合、別表にかかわらず映像撮影料金を減額することができる。
- 4 本要領第9条の規定により撮影許可が取り消された場合、または撮影申請者の事情により撮影を中止した場合は、美術館・図書館は撮影申請者に対して取消手数料（別表2 取消手数料）を請求することができる。

(撮影申請)

第6条 撮影の申請は「武蔵野美術大学 美術館・図書館 撮影申請書」【様式1】及び撮影に係る企画書等によるものとする。

- 2 美術館での撮影においては、原則として撮影予定日の2週間前までを提出期限とする。
- 3 図書館での撮影においては、原則として撮影予定日の1ヶ月前までを提出期限とする。
- 4 撮影を許可する場合は、「撮影許可書」【様式2】を発行する。

(撮影の不許可)

第7条 次の事項のいずれかに該当するときは撮影を許可しない。

- (1) 美術館・図書館の設置目的を逸脱する恐れがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序または善良の風俗を乱す恐れがあると認められるとき。

- (3) 集団的または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 美術館・図書館来館者等の利用に支障が生じる恐れがあると認められるとき。
- (5) 施設、設備及び展示作品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (6) その他美術館・図書館等の管理・運営上支障があると認められるとき。

(撮影条件)

第8条 撮影にあたっては、以下の条件を付すものとする。

- (1) 学生や一般来館者を優先し、撮影申請者は美術館・図書館管理者と相談の上、往来者の動線確保を行う。必要に応じて、美術館・図書館管理者は事前に美術館・図書館ウェブサイト等で撮影日時等の告知を行う。
- (2) 車輛の駐車はあらかじめ本学が指定した場所とする。
- (3) 美術館・図書館での飲食は禁止とする。
- (4) 撮影等に伴う控室は原則として撮影申請者が用意する。
- (5) 撮影に要する電源は撮影申請者がバッテリー等の機材を用意する。
- (6) 施設、設備及び展示作品を損傷したときは撮影申請者の責任に於いて現状復帰することを原則とする。
- (7) 撮影等により生じたゴミ等は持ち帰る。
- (8) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、美術館・図書館管理者の指示に従う。
- (9) 成果物に於いては原則として「撮影協力：武蔵野美術大学 美術館・図書館」等のクレジットを表記しなければならない。
- (10) クレジットの詳細については別に定める。
- (11) 撮影に伴う成果物は、美術館・図書館に寄贈することを原則とする。
- (12) 撮影にあたり、肖像権等法令上の問題が生じた場合は撮影者が全ての責任を負うこと。

(撮影の中止)

第9条 館長は、撮影申請者が第7条に定める事項に該当すると認められる場合並びに第8条の撮影条件を遵守しないときには、撮影許可を取り消し、撮影の中止を命じることができる。

附則

この要領は、平成28年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月4日から施行する。

武蔵野美術大学 美術館・図書館撮影料金表

平成 30 年 4 月 4 日施行

1 撮影料

撮影種別	料金（税抜）
スチール撮影 （雑誌、商品広告、ファッション撮影等）	撮影時間は 5 時間を上限とし、 1 時間あたり 3 万円とする
映像撮影 （映画、テレビドラマ、CM 等）	撮影時間は 5 時間を上限とし、 1 時間あたり 4 万円とする

注 1 撮影時間には、荷物の搬入・搬出時間を含む。

2 料金には、使用料、立会料、警備料を含む。

3 撮影時間に 1 時間未満の端数が生じた場合は、1 時間に切り上げとする。

4 料金は、美術館・図書館内での撮影に適応され、外周での撮影においては「武蔵野美術大学学内撮影要領」に準ずる。

2 取消手数料（いずれも利用日からの起算とする）

5 営業日前まで	4 営業日前から 1 営業日前の 16 時まで	当日
30,000 円（税抜）	50,000 円（税抜）	100,000 円（税抜）